

航行規制水域の変更について(守山市木浜町～草津市下物町)

1 概要

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第12条に基づき、現在、琵琶湖沿岸26水域(総延長67.3km)において、航行規制水域の指定を行っている。

今回、「水産動物の増殖場および養殖場保全」の観点から指定している「守山市木浜町～草津市下物町」(赤野井湾内)の航行規制水域について、変更(拡大)するものである。

2 現状・経緯

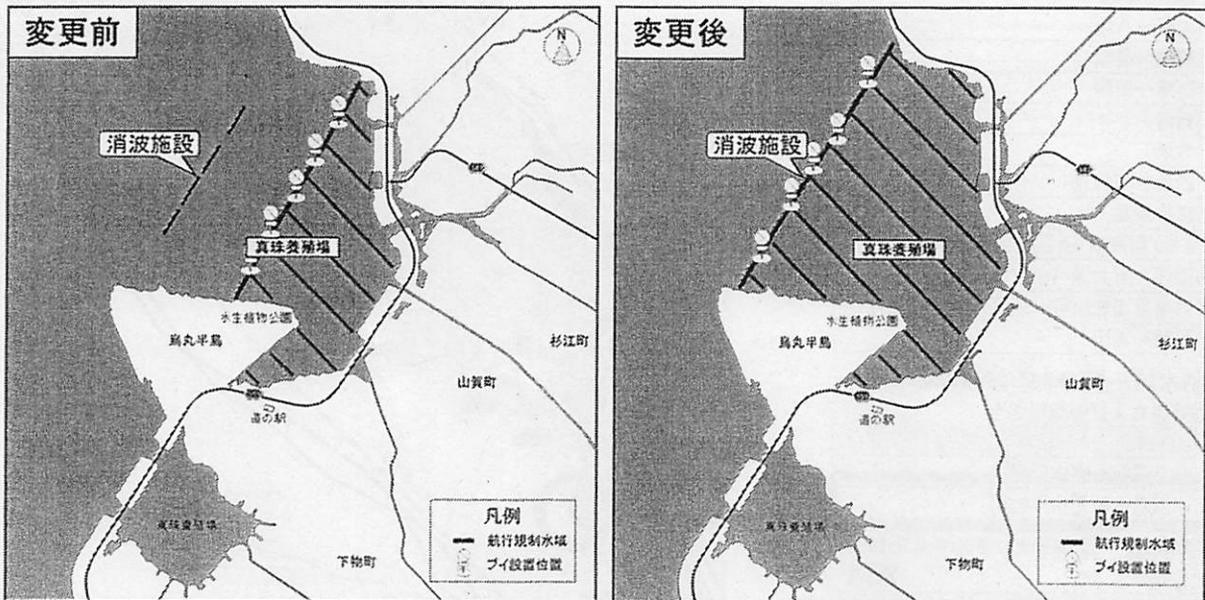
○守山市木浜町～草津市下物町地先琵琶湖岸では、消波施設内側の静穏な水域において玉津小津漁業協同組合により湖上生産施設(湖上筏)が設置され、真珠養殖が行われている。

○当該水域では、ウェイクボードをえい航するプレジャーボートが航行し、発生する波の影響により、近年頻繁に真珠養殖の作業に支障を来し、真珠の生育環境に影響を及ぼしている。

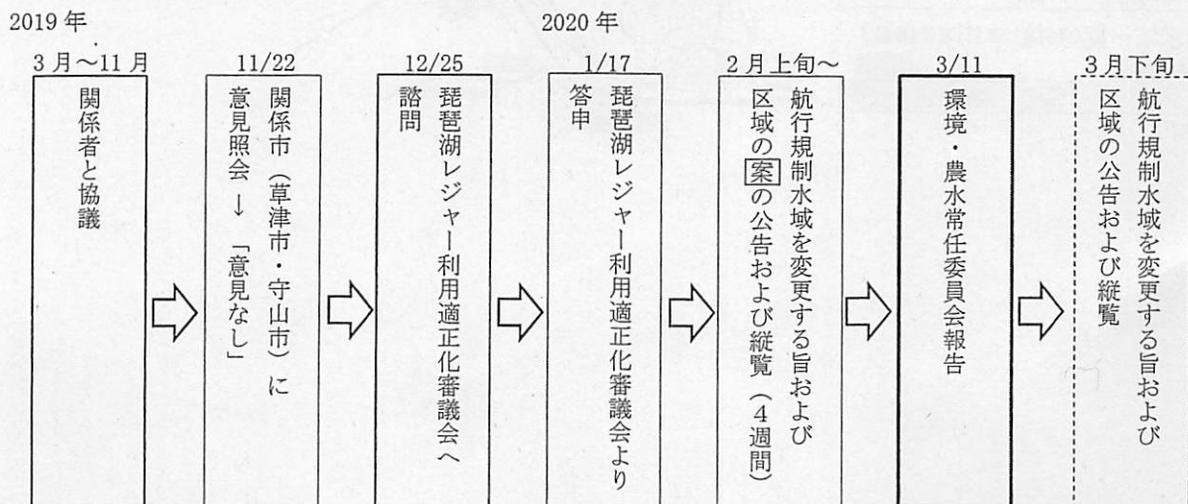
○これらのことから、関係者で協議し、航行規制水域を拡大(変更)することについて合意を得た。また、関係市(草津市・守山市)に照会した結果も「意見なし」であった。

○昨年12月25日に滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会へ諮問を行い、本年1月17日に「変更について妥当」との答申をいただいた。

3 今回変更内容



4 スケジュール



滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

プレジャーボートの航行規制水域

〈2019年3月現在〉

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第1号関係)

住宅等の騒音防止

No.	地区名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町饗庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦(大門)
㉑	長浜市西浅井町大浦(小ツ組～三位)
㉒	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉓	野洲市葛蒲～吉川

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第2号関係)

水産動物の増殖場および養殖場保全

No.	地区名
①	草津市北山田町、吉山田町
②	守山市木浜町～草津市下物町

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第3号関係)

水鳥の営巣地保全

No.	地区名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

■ 航行規制水域一覧 (条例第12条第1項第4号関係)

良好な利用環境の確保

No.	地区名
①	野洲市吉川

